

第七回 国会 地方行政委員会 議 録 第六号

昭和二十五年二月二十五日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事 大泉 寛三君 理事 菅家 喜六君

理事 野村 幸太郎君 理事 久保田 鶴松君

理事 大石 ヨシエ君

生田 和平君 河原伊三郎君

瀨上房太郎君 龍野喜一郎君

門司 亮君 床次 徳二君

池田 峯雄君 井出 一太郎君

委員外の出席者

専門員

有松 昇君

専門員

長橋 茂男君

二月二十四日

委員高田富之君辞任につき、その補欠として池田峯雄君が議長の名指で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

地方税法の一部を改正する法律案起草に関する件

○中島委員長 これより会議を開きます。

地方税法の一部を改正する法律案起草の件を議題といたします。

昨日の委員会においてすでに討論を省略することに決しましたのでありますが、この際御意見があれば拜聴いたしたいと考えております。

○井出委員 地方税法の一部改正案が、一般的な税制改革に先立ちまして、ここに採決を見んとしておりますことは何處にたえません。

私はこのうち入場税の問題であります

が、美術の展覧会などと同じ意味において、純音楽的な演奏会というようにするのは、当然百分の四十という安いレートが適用されてしかるべきだ、この考えの通りでございます。やはり文化国家を呼号いたします以上は、美術、音楽などは当然並行すべきものでございまして、また幾百万の音楽愛好家が、やはりさうに熱望してやまないものがあると思ひます。本日政府当局がおられますれば、次の一般税制改革において、これがどのように取上げておられるか、それを伺いたいのであります。お見えにならないので、あるいは委員長の御見通しを伺へれば、非常に仕合せだと思ひます。が、一言希望を申し上げて賛成をいたしたいと思ひます。

○中島委員長 ただいま井出君の御意見に對して、私の知つておる範圍をお答え申し上げます。政府案では演劇その他音楽会のようなものに対する特例がないのであります。私は少くとも井出君の御議論には共鳴しておるものであります。目下参議院の方ではその点に對して今回の改正案に對して修正を試みようと考えておるようなことを仄聞しております。しかしこれは本委員会において演劇その他に属するものを、七割に引下げようという問題と同一であります。あるいは了解を得られないかもしれせん。ただいまの問題は演劇その他と同じように、次の国会に提出せられまする地方税法の改正案に對して十分研究いたし

て、輿論の帰趨におこたえたいしたいと考えております。どうぞさう御承知をお願いいたします。

○池田(峯)委員 私は入場税の税率低減の件で簡単に意見を述べてみたいと思ふ。それは入場税というものが、実は日本の文化を圧迫する大きな役割りを果している。特に進歩的な演劇などに対して、この入場税が彈圧の武器として使用されているというふうな幾多の事実を、われわれは見受けることができるのであります。特に前進座などの演劇に對しましては、入場税をたてにとりまして興行を押さへつけるような役割りを果しているものであります。従いましてこの入場税の問題につきましても、私としては今回の地方税法の一部を改正する法律案の中から除外いたしまして、全体としての地方財政といふものを規定する地方税法一般の中で、この入場税の問題を取上げて、今度の法律案からは入場税の軽減の問題は除外していただきたい、こういう意見をお寄せ、われわれは持つてゐるものであります。が、われわれの基本的態度としては、入場税は撤廃すべきものであるという意見を持つてゐること、を明らかにいたしまして、私の意見を終りたいと思ひます。

○門司委員 当局がおいでになれば、当局に聞きたいのですけれども、委員長にちよつとお伺ひしておきたいと思ひますことは、これらの問題が根本的に批判されますのは、次に来る地方税法の大きな改正の際に行われると考へております。その際にまたもちろん批判すべきであると思ひます。現在の立場でこれをどういふふうに直してしまひまして、この次の大きな地方税法の改正の場合に、支障があるとはいへないだろうか、あるいはすでにこの部分は改正しておるのであるというふうなことで、この問題が取上げられないという危険性があるとはいへないかと、われわれは考へるのであります。この点についての委員長の御意見は……

○中島委員長 門司君のお尋ねにお答えいたしますが、今回の地方税法の一部を改正する法律案は、大體政府案として国会に提出されるものでございまして、ただこゝで委員会として、この法案を提出しなければならぬ理由は、簡単に申せば、現在の政府の改正案が提出されなかつたために、三月一日より実行するといふことができないのであります。一日も早くかような減額すべき計画のものは、実行することが適當として、委員会がこれを取扱いましたわけなのであります。この問題が将来における地方税法の改正のときに、妨げになるものとは私は少しも考へておりません。今回政府が提出する地方税法の改正案につきましては、十分検討しまして、現在の国民の負担をなるべく軽減するようにしたいと思ふのでありますから、これは皆様の御意見をまともまして、さうして強くその実行をはかりたいと考へるのであります。

○池田(峯)委員 ただいまの委員長の意見に對しまして、私もまた若干反對の意見を述べてみたい。というのは地方財政といふものがどうあるべきかというところが、今度の地方税法の改正によつて定められるのであります。しかもこれは一般國家會計との関連性において、地方税の税率といふものがいかにあるべきか、どういふ税金をとらなければならぬかといふことがきまるのであります。従つてさういふ場合に地方財政一般の問題として、入場税なら入場税をとるべきか、これをどのくらいの税率にすべきかといふことが、全体の立場から論議されなければならぬのであります。私はさういふ観点で、入場税の税率をいかにするといふことを、まだ地方税全体が明らかでない今日きめるということは、同感できないという意見を持つておるものであります。

○中島委員長 池田さんのお説には同感であります。私の門司君にお答えした言葉が足らなかつたかもしれせんが、もちろん地方財政を確立するといふ目的のもとに、地方税の軽減をはかりたいと考へます。さういふわけでありまして、あなたの御意見とは少しもかわつたところはないと申し上げてはばからないのであります。

○大石(ヨ)委員 委員長にちよつと御所見を伺いたしたのでございますが、營利を目的としなない音楽会その他演劇は税をかけるのですか。私は婦人会の會長をしておりますが、盛んに興業師が婦人会の名前を借りまして、裏から

意見に對しまして、私もまた若干反對の意見を述べてみたい。というのは地方財政といふものがどうあるべきかというところが、今度の地方税法の改正によつて定められるのであります。しかもこれは一般國家會計との関連性において、地方税の税率といふものがいかにあるべきか、どういふ税金をとらなければならぬかといふことがきまるのであります。従つてさういふ場合に地方財政一般の問題として、入場税なら入場税をとるべきか、これをどのくらいの税率にすべきかといふことが、全体の立場から論議されなければならぬのであります。私はさういふ観点で、入場税の税率をいかにするといふことを、まだ地方税全体が明らかでない今日きめるということは、同感できないという意見を持つておるものであります。

うまく仕事をして行くようであります
が、それはだれが取締るのですか。警
察が取締るのですか。その点ちよつと
お聞きしたいのです。

○中島委員長 大体入場税に関するこ
とは、地方公共団体の仕事でありまし
て、これまでは都道府県と市町村と半
分半分で、入場税をとつておつたので
ありますが、二十五年からは——こ
の法案では三月一日からですが、都道
府県が入場税を一本にしてとるわけ
で、市町村は関係ないわけでありま
す。その取締りは都道府県がいたし
ます。ただいまお尋ねの営利を目的と
しない音楽会その他に対しては、もち
ろん無税であります。しかし営利を目
的としなという名目のもとに会費を
とりましたり、いろ／＼な名義によつ
て収入のあるようなことがございま
すれば、それはやはり入場税の対象にな
るわけでありまので、さよう御承知
願いたいと思います。

それではお手元に配付しておきまし
た案について採決いたします。本案を
委員会の成案として、これを委員会提
出の法律案として、議院に提出するに
賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○中島委員長 起立総員。よつて本案
は、本委員会の成案として、委員会提
出の法律案として提出するに決しまし
た。

なおこの際申し上げておきますが、
委員会提出の法律案は、衆議院規則第
四十二條によつて、委員長をもつて提
出者とする事になつておりますので、
これに対する提案の理由その他百
般のことは、委員長にどうぞおまかせ
をお願いいたしますが、御異

議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めま
す。

それでは本日はこれにて散会いたし
ます。

午前十一時二十分散会